

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) バイオマスを機軸とする新たな産業の振興

【目標】①

バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現

(ア) バイオマス産業都市における産業規模

【測定指標の選定理由】

バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数としてのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

バイオマス産業都市の産業規模

(単位:億円)

年 度	平成29年度	平成30年	令和元年	～	令和7年
目 標 値	100	150	200	～	400
実 績 値	103	116	—	～	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

施策(2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

【目標】①

再生可能エネルギーの生産・利用の促進

(ア) 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定した。

長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (億円)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	600
実績値	186.6	258.2	296.6	-	-	-	-	-

(農林水産省食料産業局作成)

【その他参考資料】

(イ) 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画^(注2)では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を令和2年度までに約3割以上にする」ことを測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

毎年度の目標値については、一定の割合で増加させることとして設定した。

かんがい排水等使用電力量に占める
小水力等発電量の割合達成目標

かんがい排水用電力量に
占める小水力等発電電力量の割合

年度	割合 (%)
H27	20.0%
H28	22.8%
H29	25.6%
H30	28.4%
R1 (見込)	31.2%
R2 (見込)	31.8%

令和2年(2021年)時点目標値(30%)

(農林水産省農村振興局作成)

【その他参考資料】

2. 用語解説

注1 再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーを言い、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010))。 このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
注2 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。